

第5回 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会〈議事要旨〉

1 会議概要

日時：令和6年2月5日（月曜日）15時30分から18時16分まで

場所：都庁第一本庁舎28階 28B会議室（オンライン方式）

2 議事内容

（1）計画素案について

【事務局から計画素案について説明】

- ・ 事前に送付した素案に対していただいた意見は、可能な限り反映させた。反映させた点を中心に説明を行う。
- ・ 計画の推進体制を入れるべきという意見が多くあったので、第4章「都における困難な問題を抱える女性への支援に関する取組」に推進体制を記載した。
- ・ 法の基本理念に掲げられている「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」は非常に重要であり、計画にも掲載すべきという意見を踏まえて、法の基本理念を第1章「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」の「基本的な考え方」に追加した。
- ・ 「東京の特性を踏まえ、困難な問題を抱える若年女性への支援を総合的に推進」としていたが、東京の特性が若年女性だけに偏って見えてしまうという意見を踏まえて、東京の特性という部分を削除し、「困難な問題を抱える若年女性への支援を総合的に推進」という形に修正をした。
- ・ 様々な女性がいるということが東京の特性であり、その支援をしっかりとっていく必要があるという意見を踏まえ、第4章の「基本目標1」に「東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援」という項目を追記した。
- ・ 計画の進捗については、参考にする数値を最後にまとめて掲載し、毎年実績を確認するような形式とした。

【委員等からの意見】

- ・ 「家族同一の場所での一時保護」ということで、気になったのが「家族」という表現。基本的に一時保護は母子か女性単身だと思うが、「家族」という表現は加害者側も含むようにも見える。表現を検討してほしい。
- ・ 「親子を分離する必要がある場合には」という表現について、基本的には親子を分離する必要はなく保護するというのが大前提である。ただし、女性相談支援センターが一時保護を行う場合の中学生以上の男子の保護については現在困難であり、それが課題であるというような逆の書きぶりの方が良いのではないか。
- ・ 第4章の「基本目標5」の「民間団体等の協働の推進」において、改めて民間団体

に関することをまとめて記載いただき感謝する。タイトルについては「民間団体等の協働の推進」よりは、「民間団体等との協働の推進」が良いのではないかと。文言を検討してほしい。

- ・第1章の「基本的な考え方」について、「策定の趣旨」から始まっているが、歴史的経緯を記載した方が良いのではないかと。
- ・女性相談支援センターの主な支援内容に、同伴児童の学習権保障の記載をした方が良いのではないかと。
- ・「女性自立支援施設」の説明に、「退所後に安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う重要な機関です。」との記載があるが、「退所後」という文言は要らないのではないかと。入所中から安定して自立した生活ができるように支援をしているので、「退所後に」と書かれると、入所中の支援が少しぼやけてしまう。
- ・「基本目標2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施」はよいが、次の説明の「本人の望む生活を実現するためには」というと幅が広過ぎる上に、誤解を生むのではないかと危惧している。本人の意思尊重はそのとおりであるが、困難な問題を抱える女性の生活再建のためにということなので、本人の望むというより、本人の抱える困難な問題の中身を支援していくためという意味合いを入れるべきではないかと。本人が望む生活というのは漠然とし過ぎているので、やはり困難な問題を抱える女性を強調した方がよいのではないかと。
- ・「基本目標5」について、女性相談支援センターと女性相談支援員と女性自立支援施設は、旧来の三本柱であるので、その三本柱について述べた後に、それらとの連携として、民間団体を入れた方がよいのではないかと。その上で、その4つの連携を軸とした支援基盤の充実・強化と関係機関との円滑な連携・協働という流れにした方が、新法の趣旨に合うのではないかと。
- ・「若年女性への支援」として「予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応の充実」が記載されているが、予期せぬ妊娠や特定妊婦は若年だけではなく、30代、40代にも多い。
- ・「女性自立支援施設の体制強化」について、いろいろな支援の内容や表現の提案を受け入れてもらった点はよかった。しかし、「中長期的な支援を行うとともに、配偶者等からの暴力で追及や追跡のおそれのある方の一時保護委託先ともなっています。」の次に、「中長期的な支援の人と暴力被害の一時保護の人が同じ施設にいることの支援の限界」といった記載を入れてほしい。

【事務局からの説明】

- ・行政側が担う役割と民間団体が担う役割とは異なっているため、同じ役割を課すのは、民間団体にとって負担になり、難しいのではないかと考えている。法律の中でも3機関ということでまず記載があり、その上で民間団体との協働を進めていくことにしている。

【委員等からの意見】

- ・「予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応の充実」の今後の取組のところで、「見守りが

必要な母子や妊産婦等に対し、母子生活支援施設において、育児・家事指導等を行うことにより、その後の生活支援につなげます。」という記載があるが、女性自立支援施設も妊産婦の支援をしているので、それも入れてほしい。

- ・「若年女性への支援」というところで、若年女性でまとめたというのは分かったが、やはり大都市の特性、繁華街をたくさん持つ東京都の特性がなくなってしまうてもよいのだろうかとも思う。

【事務局からの説明】

- ・様々な方がいるというのが東京の特性になるのではないかと考え、第4章の「基本目標1」で「東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援」として、項目出しするような形で対応している。

【委員等からの意見】

- ・遠隔地から東京に来られる方の支援というのは大きな課題である。遠方から来られる方に対する支援は、受入れをしている自治体のみで対応するのではなく、オール東京で対応していく必要がある。トー横問題や若年女性の対応を民間団体がやっている良さという点もあるが、やはり自治体自らも直接的な窓口を設けて話を聞いて現場の実態を把握していき、そこから一時保護や直接的な支援を行っていくということが重要なのではないか。
- ・若年女性への支援の柱に悪質ホストクラブでのトラブルへの対応等が挙げられているが、やはり予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応という点も重要だと思う。これを別の項目へ移した場合、基本目標4は中身がなくなってしまう。確かに、妊娠をされていて女性相談支援センター等で保護される女性の年代は若年に限らないが、児童相談所で様々な支援を受けていた児童が次は特定妊婦になって一時保護されるという現象が見られる。それまでの生活習慣にも不安があるのに次は母にならなくてはいけないということで、若年女性の方が課題も多いのではないかと思う。また、中高年にもいないわけではないので、若年女性だけに絞っている部分を、他の年代も支援しているという書きぶりにしながらも、メインは若年というように「基本目標4」の中に書き込んでいって、柱立て5本というのを保った方が分かりやすく、全体のバランスもよいのではないか。

【事務局からの説明】

- ・若年女性の方はそれに合った記載にして、ほかの年代にも関わる課題なのでそれは別途記載するといったような形を検討したい。

【委員等からの意見】

- ・直近では、都会に憧れを持っていて SNS 等を利用して流れ込んでくる妊婦さんの対応もしているという実情がある。東京都というのは全国の中でも若い子にとっては憧れの聖地がある。
- ・「関係機関と連携したトー横問題への対応」という項目について、トー横に集まる未成年の女兒に対応するための体制強化で、一時保護所の増設や環境改善を行う旨の

記載がある。これは書いてあることは正しいと思うが、見方によると、ト一横に来ると一時保護されるというように受け取られかねないと思った。今は相談窓口などを開設していて、ト一横に来る子供たちが自分の居場所を見つけて、そこで安心して帰っていくという取組をしており、とてもうまくいっているという話も聞いている。もう少し書き方を工夫した方が良いのではないか。

- ・女性相談支援員の支援体制の強化の部分の記載が、なかなか明確に出てこないと感じた。「女性相談支援員の支援力・相談機能の強化」の項目で少し触れてほしい。
- ・女性相談支援員の人員体制について触れることができないというのは、それは計画上もっともなことであるが、体制を整えていくというところでもやはり支援をしているところを東京都として明確に打ち出してほしい。
- ・「推進体制」のところに、「代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議からなる支援調整会議を設置する」ということが書かれているが、支援調整会議というのはあくまでも連携推進のための一つのツールにすぎないので、会議を設置する目的をしっかりと書いた方が良いのではないか。
- ・民間団体から、都内どこでも困難女性が同じ水準の支援を受けられるように、行政である都や区市町村の機構や体制を見直すことを、基本計画に盛り込んでほしいとの意見がある。民間団体がいろいろな自治体の窓口に行くときにじかに感じていることは、自治体間の格差なのだと思う。支援に関して、または体制に関する差を感じているがゆえに、このような意見が出されているのだと思う。その格差を解消していくために、都として様々な検討を行っていくといった観点があるとよいのではないか。

【事務局からの説明】

- ・書きぶりを検討したい。また、東京都としては、まずは各自治体で努力義務になっている計画を策定していただいて、その中で域内での女性支援の在り方について検討していただくということも、都内全域での支援の格差の解消につながっていくのではないかと考えている。支援調整会議の設置も努力義務になっているが、各自治体で取り組んでいただけるようにしっかりと働きかけていきたいと思っている。

【委員等からの意見】

- ・参考数値ということではなくて目標を示さないと、そこに向かっていけないのではないかとと思うところがある。参考数値ではなくて、目標として掲げられるものは、この新しい法律に沿った形で掲げてほしい。
- ・目標値については、明らかに増やしていくとか、そういうことが分かるものについては特記して書いてもいいと思う。しかし、ただ数を挙げるとするのは非常に簡単ではあるが、それが独り歩きをしまして今後の施策の推進に必ずしも直結しないという懸念もある。数だけ増やせばいいのかという問題になってしまうので、少し注意して挙げていただきたい。
- ・人権擁護、男女差別撤廃というようなことが根底にあると思うので、その趣旨を盛り込んでもらえてよかった。それをさらに、推進体制の部分にももう少し膨らませてい

ただければありがたい。

【事務局からの説明】

- ・目標を設定して確認していった方が良いものもあるので、改めて御意見をいただきたいと思う。例えば研修の受講率なども取り方によっては目標にできるのではないかと思う。また、民間団体の数を増やしていくことや、一時保護施設の部分も委託先も増やすということはできると思うので、幾つか項目を絞って設定するということで御意見をいただきたい。
- ・毎年の評価に当たっては今回参考数字で示しているものというのはいったん白紙にする。第2章の「現状」の項目で相談件数などの統計として把握している数値があるので、これらについては、毎年、数字を追っていく必要はあると思う。国の計画の基本方針の中でも評価に当たって相談件数などを把握していくことというのは書いてある。まず、第2章に掲げている現状のデータについては次年度以降も数値は追いかけていき、目標値が入れられるもののみをリストにして掲載するというような形で整理するのはどうかと、考えている。

【委員等からの意見】

- ・区市町村の計画策定と会議を全区市町村に広げていくのは、東京都の役割だと思う。目標数値として、区市町村の計画策定と会議の設置状況の数値は出した方がいいかと思う。
- ・人権の尊重というところはジェンダー平等も含めて、本当にこの法律の大きなところである。女性であるということに起因して起こる様々な格差の問題や被害の問題について、いわゆる人権の問題があるから私たち行政が関与して人権擁護していくというのが根本の部分だと思う。その辺りを最初にしっかり書いてあると体系的にもすぐく見やすいというか、分かりやすいと思う。

(2) ヒアリング参加民間団体からの提言について

【委員等からの意見】

- ・女性相談支援センターの役割について様々な意見が挙がった。女性相談支援センターは女性支援の中核的機能を担う機関であり、自らが行う支援の質を向上していくことや、事業の充実に取り組むということはもとより、区市町村や民間団体との連携についても充実、強化していきたいと思っているので、基本的な方向は書いていただいた内容と一緒にあると思っている。表記の中に「権限」ということでいろいろ書いてあったが、婦人相談所は児童相談所や保健所、福祉事務所とは異なり基本的に権限行政はしていない。一時保護と婦人保護施設の入退所の決定、これは措置決定となっているのでその決定はするが、それ以外は相談や研修等、権限に基づかない事業を行っている。入所者の調査の権限もないという機関であるので、「2 公的支援の抜本的改革」というところに「権限を明確に」という項目があるが、そういった権限に基づく機関でないということは説明させていただく。

- ・都内どこでも相談につながった方が必要な支援に円滑につながるようにということで、民間団体も含む関係機関への情報提供や、あるいは関係者会議に民間団体も入っていただくなどして、連携の仕組みづくりについては取り組んでいきたい。
- ・事例ということで記載があるが、それぞれの事例の内容や背景、そのときの関係者の状況などが分からないと、これについてはコメントのしようがない。事例 A に「センターでの保護中に OD してしまった子は、その後、一時保護を利用できないのか？」とあるが、繰り返し OD をしている方を今も一時保護所で受入れている。個別の事案については、関係者で支援策の検討や振り返りを利用して次につないでいくということが大事だと思うので、こういった個別の内容についてはその都度、御相談いただくようお願いしたい。